

定 款

株式会社串カツ田中ホールディングス

株式会社串カツ田中ホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社串カツ田中ホールディングスと称する。
英文では KUSHIKATSU TANAKA HOLDINGS CO.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. フランチャイズシステムによる飲食店の経営並びに飲食店の加盟店募集及び加盟店に対する経営指導
3. 下記商品の加工、輸出入、卸売、販売業
 - (1) 食品類（生鮮食品、冷凍冷蔵食品、加工食品、農産物、水産物、畜産物、乳製品、調味料、惣菜、菓子類等）
 - (2) 包装資材、加工紙
4. 不動産の賃貸
5. インターネットによるシステムの企画、開発、販売及び運営業務
6. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、28,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長を選定する。また、必要に応じ、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

3 取締役社長は、業務の執行を統括し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、代表取締役を補佐し、これを分掌する。

4 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

- 2 前条の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除及び責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の限度内において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(期末配当金)

第45条 当会社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下「期末配当金」という）をすることができる。

(中間配当金)

第46条 当会社は取締役会の決議によって毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(定款に定めない事項)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

平成14年 3月 12日 制定

平成18年 3月 31日 改定

平成18年 12月 13日 改定

平成22年 4月 1日 改定

平成23年 10月 1日 改定

平成24年 10月 19日 改定

平成25年 11月 22日 改定

平成26年 10月 1日 改定

平成26年 10月 27日 改定

平成27年 2月 2日 改定

平成27年 5月 4日 改定

平成27年 8月 14日 改定

平成27年 9月 15日 改定

平成28年 2月 25日 改定

平成28年 4月 15日 改定

平成28年 7月 4日 改定

平成29年 6月 1日 改定

平成29年 12月 1日 改定

平成30年 6月 1日 改定

2022年 2月 25日 改定